

議案第 5 0 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

(2026 年)

城陽市長 村 田 正 明

1 事業名

小中学校無線アクセスポイント機器購入事業

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金、116,374,830円（消費税・地方消費税を含む）

（金、105,795,300円（消費税・地方消費税を除く））

4 契約の相手方

京都市下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町601番地

NUPビルディング京都駅前

京都電子計算株式会社

代表取締役社長 森口健吾

提案理由

無線アクセスポイント機器購入に係る契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年城陽市条例第7号）第3条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9)～(15) 略

② 略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

参考資料

1 入札指名業者

京都電子計算株式会社

D y n a b o o k 株式会社

株式会社内田洋行 I T ソリューションズ

株式会社アルカディア

トーテックアメニティ株式会社

株式会社サイバーリンクス

2 指名通知の配布日

令和 8 年（2026 年） 7 月 1 3 日

3 入札日時

令和 8 年（2026 年） 7 月 2 9 日 午前 1 0 時から

4 納入期限

令和 8 年（2026 年） 1 2 月 2 8 日

参考資料

小中学校無線アクセスポイント機器購入事業 入札結果

消費税・地方消費税別[単位：円]

入 札 人	入 札 金 額
	第 1 回
京都電子計算株式会社	1 0 5 , 7 9 5 , 3 0 0
D y n a b o o k 株式会社	辞 退
株式会社内田洋行 I T ソリューションズ	辞 退
株式会社アルカディア	辞 退
トーテックアメニティ株式会社	辞 退
株式会社サイバーリンクス	辞 退

注) 第 1 回辞退理由：納期までの納入が困難等の理由による辞退

契約金額 1 1 6 , 3 7 4 , 8 3 0 円 (消費税・地方消費税を含む)
 (1 0 5 , 7 9 5 , 3 0 0 円 (消費税・地方消費税を除く))